

綾部市自主防災組織育成事業費補助金交付要綱

平成16年3月25日

綾部市告示第16号

改正：平成18年9月22日

綾部市告示第99号

改正：平成20年3月31日

綾部市告示第41号

改正：平成26年3月27日

綾部市告示第36号

改正：令和元年10月23日

綾部市告示第195号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織（災害から地域社会を守るため、自治会等住民が自発的に結成し運営する組織をいう。）の結成及び活動の支援を行うため、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象組織)

第2条 補助金の交付対象となる組織は、自主防災組織として活動を開始し、又は現に活動を行っている組織とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、防災資機材の購入及び組織の活動に必要な経費で市長が適当と認めたものとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、初回は補助対象経費の4分の3以内とし80,000円を、2回目以降は補助対象経費の2分の1以内とし30,000円を限度とする。この場合において、2回目以降の補助金は、前回の補助金の交付を受けた年度から起算して3年度以上経過しなければ受けることができない。

2 前項の規定により算定された補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者（次条において「代表者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、綾部市自主防災組織育成事業費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 自主防災組織の規約
- (2) 組織の構成を記載した書類
- (3) 活動計画書
- (4) 補助対象経費計算書

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市自主防災組織育成事業費補助金交付（不交付）決定通知

書（様式第2号）により代表者に通知するものとする。

（変更等の届出）

第7条 補助金の交付決定を受けた後において、交付決定額に変更が生じた場合は、直ちに綾部市自主防災組織育成事業費補助金変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた自主防災組織の代表者は、第3条に規定する補助対象経費執行後速やかに綾部市自主防災組織育成事業費補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）補助対象経費執行計算書
- （2）補助対象経費の領収書の写し
- （3）その他市長が必要と認める書類

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、補助金の交付申請を行った自主防災組織が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度分の補助金の交付申請書の提出については、第5条の規定にかかわらず平成16年12月末日までとする。

附 則

この告示は、平成18年9月22日から施行し、改正後の綾部市自主防災組織育成事業費補助金交付要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に改正前の綾部市自主防災組織育成事業費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第4条の規定により補助金の交付を受けた自主防災組織は、改正後の綾部市自主防災組織育成事業費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）第4条第1項の規定による初回の補助金の交付を受けることができない。
- 3 旧要綱第4条の規定により補助金の交付を受けた自主防災組織は、新要綱第4条第1

項後段の規定にかかわらず、最後に補助金の交付を受けた年度の翌年度から新要綱第4条第1項に規定する2回目以降の補助金の交付を受けることができる。

附 則

この告示は、令和元年10月23日から施行する。